

「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」 中間取りまとめ（報告）

令和元年12月12日
厚生労働省老健局

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 開催概要

○ 設置の趣旨

介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行うことを目的として、社会保障審議会介護保険部会に「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置する。

○ 検討事項

介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減を主な検討対象とする。

(1) これまでに取組が進められている以下の分野について、必要に応じ更なる共通化・簡素化の方策を検討する。

(様式例の見直し、添付文書の標準例作成)

① 指定申請関連文書

(人員・設備基準に該当することを確認する文書等)

② 報酬請求関連文書

(加算取得の要件に該当することを確認する文書等)

③ 指導監査関連文書

(指導監査にあたり提出を求められる文書等)

(2) (1) に掲げる分野以外を含めて、地域によって取扱いに顕著な差異があり、事業者及び指定権者・保険者の業務負担への影響が一定程度見込まれる分野について、共通化・簡素化の方策を検討する。

(例：自治体によって解釈が分かれることが多い案件の整理)

(注) 介護報酬の要件等に関連する事項については、介護給付費分科会にて検討。

○ 委員名簿 (敬称略、五十音順) (令和元年12月4日現在)

- 井口 経明 東北福祉大学客員教授
- 石川 貴美子 秦野市福祉部高齢介護課参事(兼高齢者支援担当課長)
- 江澤 和彦 公益社団法人日本医師会常任理事
- 遠藤 健 一般社団法人全国介護付きホーム協会代表理事
- 菊池 良 奥多摩町福祉保健課長
- 木下 亜希子 公益社団法人全国老人保健施設協会研修推進委員
- 久保 祐子 公益社団法人日本看護協会医療政策部在宅看護課長
- ◎ 野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院教授
- 野原 恵美子 栃木県保健福祉部高齢対策課長
- 橋本 康子 一般社団法人日本慢性期医療協会副会長
- 濱田 和則 一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
- 榊田 和平 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
介護保険事業等経営委員会委員長
- 松田 美穂 豊島区保健福祉部介護保険課長
(兼介護保険特命担当課長)
- 山際 淳 民間介護事業推進委員会代表委員
- 山本 千恵 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

◎: 委員長

○: 委員長代理

○ 検討スケジュール

令和元年 8月 7日(水)	第1回委員会
8月28日(水)	第2回委員会 ・ 事業者団体からのヒアリング、他
9月18日(水)	第3回委員会 ・ 第1回・第2回を踏まえた論点整理、他
10月16日(水)	第4回委員会 ・ 負担軽減策についての議論、他
11月27日(水)	第5回委員会 ・ 中間取りまとめ(案)、他
12月 4日(水)	中間取りまとめの公表
12月 5日(木)	介護保険部会への報告

介護分野の文書に係る主な負担軽減策

簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。
(並行して検討することが有益な項目は柔軟に取り扱う。)

	指定申請	報酬請求	指導監査
簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出時のルールによる手間の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・押印、原本証明、提出方法（持参・郵送等） ● 様式、添付書類そのものの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 処遇改善加算/特定処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導に際し提出する文書の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出
	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更届の頻度等の取扱い ● 更新申請時に求める文書の簡素化 ● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・複数種類の文書作成（例:介護サービスと予防サービス） ・複数窓口への申請（例:介護サービスと総合事業） ・手続時期にずれがあることへの対応 ● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 指導監査の時期の取扱い
	<ul style="list-style-type: none"> ● 平面図、設備、備品等 		
標準化	<ul style="list-style-type: none"> ● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化（※） ● 様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等） ● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法 		<ul style="list-style-type: none"> ● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化
ICT等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請様式のHPIにおけるダウンロード ● ウェブ入力・電子申請 ● データの共有化・文書保管の電子化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導のペーパーレス化 <ul style="list-style-type: none"> ・画面上での文書確認

<凡例>

R元年度内用途の取組

1～2年以内の取組

3年以内の取組（※※）

<<取組を徹底するための方策>>

- 各取組の周知徹底（特に小規模事業者）
- 国・都道府県から市区町村への支援
- 事業所におけるICT化の推進
- 自治体における取組推進のための仕組みの検討 他

（※）介護保険法施行規則の改正（H30年10月施行）の内容を踏まえた、老人福祉法施行規則上の規定の整理も含む。

（※※）前倒して実現出来るものがあれば、順次取り組んでいく。

主な負担軽減策の方向性（簡素化）

《R元年度内目途の取組》

<p>●提出時のルールによる手間の簡素化</p>	<p>指定申請 報酬請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○以下文書以外の押印は求めない。正本1部に限る。 ①指定(更新)申請書、②誓約書、③介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ○添付書類への原本証明は求めない。 ○新規指定申請時に窓口への来訪を求めるのは原則一度きり。すでに複数事業所を運用している事業者の場合は必須としない。 ○更新申請は原則郵送・電子メールで提出。 ○変更届は原則郵送・電子メールで提出。 (提出方法に関し、持参を希望する事業者については持参できることとする。)
<p>●様式、添付書類そのものの簡素化</p>	<p>指定申請 報酬請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の様式例を、自治体の意見を反映して改訂。 ○人員配置の確認に必要な添付資料は、人員配置基準に該当する資格証の写しのみ。雇用契約書等の添付は求めない。 ○指定申請時、自治体が現地訪問できない場合以外、写真の添付は求めない。 ○介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の計画書を一本化。 関係者の意見を踏まえて国様式を見直し、同様式の使用を周知。添付書類の範囲を明確化。
<p>●実地指導に際し提出する文書の簡素化</p>	<p>指導監査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所に対し資料（文書等）の提出を求める場合の内容の重複防止。 ○実地指導時の既提出文書の再提出不要の徹底。

《1～2年以内の取組》

※来年度中に見直しの方向性の検討を行い、結論を得る。

<p>●変更届の頻度等の取扱い</p>	<p>指定申請 報酬請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○重複や二度手間を無くすことを念頭に、省令上の変更届出項目を精査。必要に応じ、変更届の様式例や添付書類の範囲を整理。
<p>●更新申請時に求める文書の簡素化</p>	<p>指定申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○更新申請時に求める文書及び手続の流れについて、各自治体における実態を把握し、簡素化。
<p>●併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化</p>	<p>指定申請 報酬請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○併設事業所や、予防サービス・総合事業等複数指定を受ける事業所に関し、文書や手続の重複を削減するよう検討。 例) 類似の提出文書の一本化、指定介護サービス事業所の総合事業の指定申請の簡素化、予防サービスの更新日の集約化
<p>●介護医療院への移行にかかる文書の簡素化</p>	<p>指定申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護療養型医療施設から介護医療院への転換での開設許可申請で、変更がない事項等に係る資料は提出不要とするよう検討。
<p>●指導監査の時期の取扱い</p>	<p>指導監査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な事業所運営を担保することを前提に、実地指導の実施頻度等について、さらなる効率化が図られるよう検討。

主な負担軽減策の方向性（標準化・ICT等の活用）

(標準化)

《R元年度内目途の取組》

● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化	指定申請報酬請求	○「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第80号、平成30年10月1日施行）による提出文書削減の徹底（例：役員の氏名、生年月日及び住所） ○介護保険法上で提出を求める文書との整合性とするよう、 老人福祉法上の提出文書を見直し 。
● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化	指導監査	○「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」（令和元年5月29日、老指発0529第1号）に基づく 実地指導の標準化・効率化の推進のため、自治体向け研修実施 。

《1～2年以内の取組》 ※来年度中に見直しの方向性の検討を行い、結論を得る。

● 様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等）	指定申請報酬請求	○様式例が存在しない総合事業等、今後作成すべき様式例の範囲及び優先順位を検討し、対応。
● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法	指定申請報酬請求	○不明確なルールや解釈の幅を少なくするため、様式例以外の有効な標準化の方策を検討。

(ICT等の活用)

《R元年度内目途の取組》

● 申請様式のHPにおけるダウンロード	指定申請報酬請求	○厚生労働省HPに掲載している様式例及び参考様式を改めて周知。 ○各自治体のHPの申請様式掲載の際、国の様式例と異なる場合はその旨記載するよう周知。
● 実地指導のペーパーレス化・画面上での文書確認	指導監査	○ 実地指導においては、事業所のPC画面上で書類を確認 するなど、事業者に配慮した実地指導を検討するよう依頼。

《3年以内の取組》 ※下記を待たずに実現可能なものは前倒しで取り組みを進める。

● ウェブ入力・電子申請	指定申請報酬請求	○ 既存の「介護サービス情報公表システム」を活用した入力項目の標準化とウェブ入力の実現可能性等につき、来年度中に検討し、方針を得る 。（「サービス付き高齢者向け情報提供システム」の機能も参照） ○各都道府県の所有する事業所情報の管理を行うシステムとの連携可能性についても、併せて検討。
● データの共有化・文書保管の電子化	指定申請報酬請求 指導監査	○ウェブ上での自治体間のデータの共有の可能性や文書保管の負担軽減につき、ウェブ入力・電子申請と併せて検討。

今後の進め方

